

東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月五日

若林健太

参議院議長 平田健二殿

東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況に関する質問主意書

去る六月二十九日、復興庁は、東日本大震災復旧・復興関係経費として平成二十三年度中に計上した十四兆九千二百四十三億円のうち、平成二十三年度中の執行額は、その約六割に当たる九兆五百十四億円であったと発表した。これによれば、平成二十三年度における執行残額は同経費の約四割の約五兆八千七百二十九億円になるところ、現在、消費税率の引上げが議論となっているほど厳しい財政状況の中で、年間十兆円前後で推移している最近の消費税込（国税分）の半分以上を超える巨額の執行残が生じたこととなる。

平成二十三年度第三次補正予算の成立は、昨年十一月二十一日であったことなどに鑑みれば、当該年度内に同経費の予算全額を執行するには一定の限界があるものの、執行残額が約四割に上るという事実、政府の予算執行のスピードが遅く、東日本大震災からの復旧・復興が遅々として進んでいないことの証左であり、政府は猛省すべきと考える。

同経費の執行率が約六割にとどまった具体的理由について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

